

重要事項説明書（入園のしおり）

この文書は、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき、特定保育の提供の開始に際して、あらかじめ利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、同条例第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものであります。

【認定こども園（幼保連携型認定こども園）とは】

認定こども園は、幼稚園および保育所等における小学校就学前の子供に対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、保護者の就労状況に関わらず利用することが可能です。幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設です。

【施設の概要】

1. 設置運営主体

名称	社会福祉法人智辯会
所在地	奈良県五條市野原西2丁目8番8号
電話番号	0747-22-3845
代表者氏名	理事長 大森 圭祥

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	幼保連携型認定こども園 ちべん保育園
施設の所在地	奈良県五條市野原西2丁目8番8号
電話番号	0747-22-3845
管理者	園長 大森 圭祥
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児

利用定員	< 1号認定子ども > 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 10人 < 2号認定子ども > 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 57人 < 3号認定子ども > 満3歳未満で保育を必要とする児童 38人
開設年月日	平成30年4月1日

【教育・保育方針】

ちべん保育園では、「みんななかよく、たのしく」を教育・保育基本方針とし、安全で快適な環境の下、発達状況に応じた基本的な生活習慣の取得及び自主性、協調性、創造性を養う遊び・活動を中心に子どもたちがすこやかに成長していけるよう教育・保育を行います。

【教育・保育目標】

集団生活の中で他者とのふれあいを通して、みんななかよく、たのしく生活できるよう、すなおな心、子どもらしい明るい心、やさしい心、感謝できる心を養い、また、四季折々の活動や自然とのふれあいを通して豊かな感性と健康な身体を育みます。

【教育・保育の内容】

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

①特定教育・保育の提供

保育を行う日と時間を定め、保育を行います。

②下記の通り園児に対して外部講師による指導を行います。

0歳～2歳 リトミック指導

3歳 リトミック指導・音楽指導

4歳～5歳 絵画指導・音楽指導・英会話指導・体育指導・書道指導（5歳児のみ）

③一時保育の提供

就労や通院又は育児リフレッシュ（育児疲れの）などで、一時的に保育が必要な方を対象に保育を行います。

【職員の配置・職種など】

当園では奈良県幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について職員を配置しています。

園長	1名
副園長	1名
主幹保育教諭	2名
保育教諭	20名
事務員	2名
用務員	1名

【教育・保育を提供する日と時間】

（1号認定子ども）

月曜日～金曜日

認定時間	時間区分	保育時間帯
教育標準時間認定	保育時間	午前9時分から午後2時00分

* 認定時間以外の時間帯を利用すると下記の料金が発生します。

利用時間	金額	備考
7時30分～8時30分	300円／1日	月額上限3,000円
14時00分～16時30分	無料	
16時30分～18時30分	500円／1日	月額上限5,000円

* 土曜日に保育が必要な場合は一時保育を利用することも可能ですのでご相談ください。

(2号・3号認定子ども)

月曜日～金曜日

認定時間	時間区分	保育時間帯	延長保育料金
保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分	
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時	要(1000円/月)
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分	
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分	要(1000円/月)
		午後4時30分から午後6時30分	要(1000円/月)
		午後6時30分から午後7時	要(2000円/月)

土曜日

認定時間	時間区分	保育時間帯	延長保育料金
保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後4時	
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時	
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分	要(1000円/月)

*認定時間を超えて保育を利用される場合延長保育料が発生します。延長保育料は月額1000円となり、一日でも認定時間を超えて保育を利用される日があると発生します。

また、保育短時間認定の方が午後6時30分を超えて保育を利用される場合は月額2000円の延長保育代となります。

【休園日】

(1号認定子ども)

土曜日、日曜日、祝祭日及び夏期(8月7日から8月15日まで)、年末年始(12月29日から1月4日まで)

*土曜日でも保育が必要な場合は一時預かりを利用することも可能ですのでご相談ください。

(2号・3号認定子ども)

日曜日、祝祭日及び夏期(8月12日から8月15日まで)、年末年始(12月29日から1月4日まで)

*8月16日(水)は希望保育となります。給食を実施しませんので、保育園ご利用になる方はお弁当を持参ください。

*休園日は変更になる場合があります。毎月の「おたより」にてご確認ください。

【給食の提供について】

給食は教育・保育の実施において重要な位置付けがされていることから、本園を利用する全園児は原則として本園が提供する給食（おやつを含む）を食べていただくこととなります。ただし、重篤なアレルギー症を有する方など、本園が給食を提供できないと判断する場合はこの限りではありません。

*給食の提供は、「ちべん保育園給食費徴収規則」に基づき実施いたします。

【給食の提供方法等について】

①給食の提供方法について

自園にて給食を調理調製します。調理業務は名阪食品株式会社（奈良県桜井市大字吉備 546-1）に委託しています。

②給食を提供する日

保育を提供する日は、毎日給食の提供を行います。ただし、土曜日は麺類などの軽食となります。また、行事等にあわせてお弁当の持参をお願いする日があります。

③その他

- ・献立表は毎月お知らせします。
- ・当日提供した給食を正面玄関に展示します。

【教育・保育を受けるのに必要な費用】

当園を利用するには次の費用が必要です。

①保育料

0歳～2歳児クラス	3歳～5歳児クラス
市町村より通知される額	無 償

保育料は児童福祉法の規定により、保育園でかかる経費の一部を家庭で負担していただくことになっており、負担額は入所児童の年齢及び父母の市民税額に基づき決定されます。

- (1)書類の提出が必要な方で、指定期日までに課税証明書等必要書類の提出がない場合、保育料は市により仮決定されます。
- (2)保育料は在籍している限り発生します。指定期日までに休所園の手続きをしなかった場合や月の途中で退園した場合でも保育料が発生します。
- (3)保育料は毎月指定期日までに納めてください。（原則毎月28日銀行引落）

(4)年度途中で保育実施解除を希望される場合は、事前に「保育園退園届」を提出してください。

②給食費

0歳～2歳児クラス	3歳から5歳児クラス	
	2号認定	1号認定
*給食費は保育料に含まれています。	・主食費50円／1食 ・副食費4,500円／月	・主食費50円／1食 ・副食費 2,000円

*年収360万円未満相当世帯は副食費が無償となります。

*保育園に在園する兄弟の内、第3子以降の子の副食費は無償となります。

③その他教材費等

その他教材費等については別表、「年間保護者費用負担金明細書」をご覧ください。

【保育料及び給食費の納入について】

①銀行引き落とし

保育料及び給食費（副食費）は保育園の指定金融機関（南都銀行）の保護者口座より引き落としとなります。（原則毎月28日引き落とし）

*他行の口座からは引き落としができませんので、お手数ですが南都銀行の口座をお持ちでない方は口座の開設をお願いします。

②領収袋による現金支払い

主食費は給食を食べた日数×50円を「領収袋」に入れて、毎週末に保育園にご持参ください。

【疾病時の対応】

伝染性の病気の場合、学校保健法に準じて、園児への伝染を防ぐため保育園を休んでいただくことになります。

治癒後、登園を再開される場合は、保育園に「意見書」もしくは「登園届」の提出が必要となります。

【保育園での投薬について】

本来、保育園で薬を飲ませることはできないのですが、緊急時ややむを得ない理由のときは、保護者と園側で話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「お薬依頼書」に必要事項を記入の上、薬に添付し保育教諭に手渡して下さい。

* 「お薬依頼書」は保育園の玄関においてあります。保育園バスをご利用の方はバスの「お薬依頼書」をご利用下さい。

(お薬服薬依頼時の注意事項)

- ① 「お薬依頼書」に必要事項を記入し薬と一緒に手渡しして下さい。
通園バッグなどの中に、お薬と連絡票が入っていても、保育士に手渡しができない時はお薬を飲むことができない場合がありますのでご注意ください。
- ② 医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
- ③ 1回分を持参して下さい。水薬は小さな容器に移して下さい。
- ④ 薬の容器、袋にはお子様の名前(フルネーム)を大きく記入して下さい。
- ⑤ 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑥ 長期間継続して飲まねばならない薬の場合はご相談ください。
- ⑦ 吸入などの医療行為は園では実施できないことになっています。
- ⑧ 医療機関で保育園に通っていることを医師に伝えて下さい。
- ⑨ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起きたら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者に連絡をする場合もありますのでご了承下さい。

【特別な支援が必要な児童】

- ・ 障害児保育について
障がい児童の保育についてはケースに応じて判断します。
- ・ アレルギー症（給食の除去食が必要）の方
医師記載による「生活管理指導表」を提出してください。
保育についてはケースに応じて判断します。

【入園決定後】

入園が決定した方は、あらかじめ次のことをご承知ください。

- ①入園承諾後に入園を辞退する場合は直ちに保育園に申し出てください。
- ②世帯構成・住所・保護者・税額が変更になった場合は、直ちに保育園に申し出てください。
- ③年度途中で保育実施の解除を希望される場合は、事前に「保育園退園届」を提出してください。

【緊急時における対応方法】

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行うとともに必要な処置を取ります。

【非常災害対策】

火災等非常時は別途定める「消防計画書」に基づき対応します。また、地震等の大規模災害が発生した場合は、別途定める「大規模災害時の対応について」に基づき対応します。

【気象警報発令時の対応】

気象警報（暴風・大雨・大雪・洪水・暴風雨）が発令された場合、児童の安全確保について下記の通り対応します。

（１） 警報（奈良県全域、奈良県北部、奈良県五條・北部吉野）発令について

午前7時現在において警報発令の場合休園とします。その後（直後でも）解除になっても一日中休園となります。

（２） 登園後、警報が発令された場合

地区の状況を把握し、状況に応じお迎えの連絡をさせていただきます。事情によりお迎えが不可能な場合は保育園にて待機させます。

*明らかに天候が回復に向い、安全が確保できる状況であると判断した時は、気象警報が発令された後も通常通り保育を行うことがあります。

*警報発令時の連絡は、保育園連絡アプリ「コドモン」を通じて行います。登録のお済みでない方は保育園にご相談ください。電話での連絡を希望の方はその旨を保育園にお知らせください。

【要望・相談の受付】

当園への要望、希望などある場合はお知らせ下さい。
保育のことについてお悩みや、お気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがありましたらお申し出下さい。 保育園として可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えし
たく努力をさせていただくつもりです。

- ・ 苦情相談受付担当： 主幹保育教諭
- ・ 苦情相談解決責任者： 園長
- ・ TEL:0747-22-3845 ・ FAX:0747-22-3847

【第三者委員会について】

本園の苦情相談では解決できないことや、納得のいかないことがあれば「第三者委員会」
に相談することも可能です。（連絡先は本園掲示板に掲載してあります。）

【保険に関する事項】

当園は以下の保険に加入しています。

- ①保険会社： 独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類： 災害共済給付
保険の内容： 療養に要した医療費総額500点（5000円）以上が給付対象
保険料： 285円 園負担費額： 55円×園児数/年
保護者負担額： 230円/年
- ②保険会社： 公益社団法人全国私立保育園連盟
保険の種類： 園児団体傷害保険
保険の内容： 園の管理下で園児が負傷をした際の補償
保険料： 園児一人あたり2000円/年（全額保育園負担）

【守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項】

当園は、個人情報保護法の基本方針に基づき、園児及びその保護者の方々の個人情報の
保護に努めます。

職員及び職員であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た支給認定子どもまたは
その家族の秘密を漏らしません。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

園長は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により、懲戒に関してその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しません。

職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為、その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしません。

【個人情報取扱の方針】

ちべん保育園では、園児や写真やビデオを使った記録などについて保護者の方の個人情報を次のように対応いたします。

1. 書面で収集した情報について

園児の児童票や個人調査票などの書面に記載されている個人情報については、原則として、その書面の利用目的以外には、利用いたしません。

2. 保育園が作成する記録について

保育園では、一人ひとりの園児に応じた内容で計画的に行うことを目的に、保育の記録を作成いたします。その記録については、原則として、作成する目的以外には利用いたしません。

3. 写真やビデオを使った記録などについて

写真やビデオを使った記録や園児が作った作品を保育園のホームページに掲載することを通して、保護者に園児の保育園での様子や行事の内容をお知らせします。

ホームページ掲載にあたっては、IDとパスワードを定め保護者のみが閲覧できるようにします。写真やビデオを使った記録の掲載などを望まない保護者は、保育園にその旨をお申し出ください。

4. 個人情報管理について

(1) 保育園では、お子さんや保護者の方の個人情報の外部漏えいなどが無いよう、適切な管理を行います。

また、保育園で保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに破棄(又は消去)いたします。

(2) 保育園の職員は、職務に関して知り得た個人情報、職務以外の目的のために利用したり、他人に知らせたりすることはありません。

5. 保育園児童保育要録の小学校送付について

円滑な小学校への進級のため「児童保育要録」を作成し、入学する小学校へ写しを送付いたします。「児童保育要録」については目的の以外のために使用することはいたしません。「児童保育要録」は本人(保護者)から開示を求められたときは、個人情報の保護に関する法律に基づいて開示をいたします。